

[秘書広聴課 所管]

○結婚支援に要する経費（02010111） 2,532 千円（新規事業） 予算書 P36

〈一財：2,532 千円〉

(目的及び期待する効果)

市民に対する結婚相談を積極的に推進し、併せて市民の福祉の増進を図る。

(内容)

- ・結婚相談推進員及び結婚相談員が結婚希望者の相談に応じるほか、結婚希望者の情報を収集し、様々な結婚推進活動等を行う。
- ・結婚相談日を週2回及び第3日曜日に開催し、結婚希望者の相談に応じる。
- ・出会いのきっかけとして、市主催の婚活事業を開催するほか、いばらきマリッジサポーター県西地域活動協議会と連携し、近隣市町村と広域の婚活事業を行う。

○広聴・広報に要する経費（02010201） 11,741 千円（18,421 千円） 予算書 P37

[企画部 企画課 所管 978 千円含む]

〈その他：1,299 千円 一財：10,442 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・諸収入：広告掲載料 1,299,000 円

(目的及び期待する効果)

- ・市民と行政との協働のまちづくりの推進を図るため、市政に関する諸般の事項を市民に周知し、もって市民の市政に対する理解を深め、円滑な行政運営の推進に資する。
- ・市の広報紙及びホームページに企業等の広告を掲載することにより、地域産業経済の振興、自主財源の確保及び市民生活の利便性の向上を図る。

(内容)

- ・「広報ばんどう」を毎月1回、「広報ばんどうお知らせ版」を毎月2回（1月は1回）発行し、市政情報を発信する。
- ・区長懇談会、ホームページ内の市政へのご意見・ご要望、市民の声の広報紙刷り込み等により市民意見を聴取する。

○市民相談に要する経費（02010203） 3,902 千円（3,881 千円） 予算書 P38

〈一財：3,902 千円〉

(目的及び期待する効果)

専門の相談員による相談窓口を開設することにより、市民の複雑多様化した不安や悩みの軽減を図り、もって市民生活の安定に資する。

(内容)

- ・家庭内の悩みごとや心配ごと、日常生活上の困りごとなどについて、市民相談員が相談に応じ、問題解決の助言を行う。相談は祝日及び法律相談日を除く、月、火、水、金曜日に市役所で実施。
- ・弁護士による無料法律相談を市役所で毎月第2月曜日、猿島会場で奇数月第4火曜日に開催し、法律的諸問題の相談に応じる。
- ・国の制度による行政相談を市役所で偶数月、猿島会場で奇数月の第2木曜日に開催し、国・県・市などの行政機関に対する意見や要望等の相談に応じる。
- ・関東信越税理士会古河支部より毎月派遣される税理士により、市役所で毎月第3木曜日（年10回）に開催し、所得税や相続税、贈与税等の税金に関する相談に応じる。

[農業委員会事務局 所管]

○農業委員会運営に要する経費（06010102） 17,304千円（17,404千円） 予算書 P101

〈国・県：1,528千円 その他：3千円 一財：15,773千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・ 県委：農業委員会費委託金 1,528,000円
- ・ 諸収入：農業者年金業務委託金 3,000円

(目的及び期待する効果)

担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地利用の最適化を推進するとともに、農業の維持の発展のため意欲ある担い手の確保・育成、認定農業者及び農地所有適格法人等の経営支援に積極的に取り組む等、優良農地確保、効率的利用及び望ましい農業構造の実現に向け、農地利用集積事業等を通じて農地の保全と有効利用の促進を図る。

(内容)

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定・実施
- (2) 農業委員会総会・調査会（各月1回）の開催
- (3) 農地の権利移動・設定及び転用関係の許認可について農地を守る立場からの助言指導
- (4) 農地・農政部会会議及び研修会への参加、実施
- (5) 農地等利用最適化推進施策に対する関係機関への改善意見の提出
- (6) 農地パトロール等による農業及び農地の実態把握

[監査委員事務局 所管]

○監査事務に要する経費（02060102） 1,412千円（1,406千円） 予算書 P61

〈一財：1,412千円〉

(目的及び期待する効果)

地方自治法及び地方公営企業法に定める監査、検査及び審査を実施する。

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理または市の事務の執行が、地方自治法第2条第14項及び第15項及び財政健全化法の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかきに留意し、積極的かつ指導的に実施し、市事務事業の適正及び効率的な執行を図る。

(内容)

1. 例月出納検査
会計管理者及び企業管理者の現金出納事務の執行についての検査。（毎月実施）
2. 決算審査
一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計）の決算書等について、予算の執行または事業の経営等の執行についての審査。
財政健全化法に基づき、一般会計、特別会計及び公営企業の決算に係る各比率の算定の基礎となる書類の審査。
3. 基金の運用状況審査
基金運用の適正及び効率的な執行など運用状況についての審査。
4. 定期監査
予算の執行、収入、支出、契約、財産管理等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査。（毎会計年度1回以上実施）
5. 行政監査
監査委員が必要と認めるとき、市の事務事業の執行について行う監査。

6. 随時監査

監査委員が必要と認めるとき、随時財務に関する事務の執行等について行う監査。

7. 財政援助団体に対する監査

監査委員が必要と認めるとき、市が補助金等の財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理受託者及び出資団体に対し、出納その他の関連する事務の執行について行う監査。

8. 住民の直接請求に基づく監査

選挙権を有する者及びその総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から出された請求の監査。

9. 住民監査請求に基づく監査

市長または職員について、違法若しくは不当な公金の支出等に対し、市民から出された請求の監査。

10. 議会の請求に基づく監査

市の事務の執行に関し、議会から請求があったとき行う監査。

11. 市長の要求に基づく監査

市の事務の執行に関し、市長から要求があったとき行う監査。

